

六戸町総合教育会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、六戸町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2 会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律162号。以下「法」という。)第1条の4第1項に掲げる事項の協議及び調整を行うため必要がある場合は町長が招集する。

(会議の公開)

第3 会議は、公開とする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの事由があると認めるときは、協議の上、これを公開しないことができる。

(議事録)

第4 会議の終了後は、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、非公開の会議の議事録は、公表しない。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。